

法改正関係Q & A（平成18年7月3日現在）

本件Q & Aは厚生労働省に確認の上、大阪府健康福祉部事業者指導課が作成したものです。

【訪問介護・介護予防訪問介護】

【介護予防訪問介護】

（問1）平成18年4月改定関係Q & A（Vol.1）問15で「キャンセルがあった場合においても、介護報酬上は定額どおりの算定がなされることを踏まえ、キャンセル料を設定することは想定しがたい」となっているが、同じ週の別の日に訪問を設定した場合であっても、キャンセル料をとることは出来ないか。

（答）キャンセルし、その後、別の日に訪問を設定する場合等、実質的に損害が生じている場合にまでも、キャンセル料を徴収することを妨げる趣旨ではない。ただし、キャンセル料徴収に当たっては、重要事項説明の際、利用者に十分な説明を行い、同意を得て、契約書にその内容を記載する必要がある。

【訪問介護・介護予防訪問介護】

（問2）3級ヘルパーにかかる介護報酬の算定について、平成21年3月31日までとする取扱いについて、根拠を提示願いたい。

（答）介護給付費分科会での御議論を踏まえ、今後の方針として示したものである。

【訪問介護】

（問3）特定事業所加算について、平成18年4月から加算を算定することは可能か。その場合に、重度対応要件の実績は、平成18年1月から3月の実績をもって判断することとなるのか。

（答）平成18年4月から算定可能である。重度対応要件の実績は、1月から3月の実績で判断する。

【訪問入浴・介護予防訪問入浴】（なし）

【訪問看護・介護予防訪問看護】

【訪問看護・介護予防訪問看護】

(問4) 緊急時訪問看護加算における早朝、夜間、深夜の緊急時訪問について、特別管理加算を算定する状態の者に対する1月以内の2回目以降の場合にあっては、早朝・夜間・深夜の加算を算定できる旨規定されているところであるが、1月とは月の1日から末日までの期間をいうものと考えてよいか。

(答) 1月とは、月の1日からその月の末日までの期間をいうものである。

【訪問リハ・介護予防訪問リハ】(なし)

【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導】(なし)

【通所介護・介護予防通所介護】

【介護予防通所介護】

(問5) アクティビティ実施加算について、レクリエーション、創作活動等を要支援者と要介護者とに対して一体的に行った場合に算定できるか。

(平成18年4月改定関係Q&A(Vol.1)問14を踏まえ確認するもの)

(答) 算定できる。

【介護予防通所介護】

(問6) 月額報酬の日割り計算が出来る場合の加算の取扱いはどのようにすればよいか。

(答) 加算については日割りができないため(簡素化のためコードを設定していない)、1回でも実施していれば、1月分の加算単位(栄養改善加算ならば100単位)が算定できるという取扱いとなる。

月途中で事業者変更した場合、変更先においても同様に1回でも実施していれば、1月分の加算単位が算定できる。

【通所介護】

(問7) 栄養マネジメント加算及び口腔機能向上加算について、複数の事業所を利用している利用者については、それぞれの事業所で算定できるか。算定できるとすれば、例えば2ヶ所の事業所を利用した場合の利用回数について、各事業所2回/月で合計4回利用できるとするのか。それとも、複数の事業者間で調整の上、利用者1人につき2回/月を限度とするのか。

(答) 当該加算については、1月に2回を限度として所定単位数に加算するものである。したがって、複数の事業所の利用があるからといって、1人の利用者につき1月に4回の加算を算定することは適切でない。

【通所介護】(通所リハも同様の取扱い)

(問8) 栄養マネジメント加算、口腔機能向上加算について、一連のプロセスを評価するという加算の趣旨を踏まえ、加算を算定するのは、いつと考えられるか。また、月の途中でサービスが終了した場合は、どのように考えるか。

(答) 当該加算に係る指導及びその実施の日に、月2回を限度として算定するものである。月2回を超えて実施した場合の算定日については、事業者と利用者の協議によることとなる。

また、月途中のサービス開始及び終了の場合にあっても、同様の考え方により、指導等の実施の回数に応じて、月2回を限度として算定するものである。

【通所介護・介護予防通所介護】

(問9) 例えば、午後1時から5時の時間帯に介護予防サービスと介護給付サービスを一体的に実施することとし1単位の届出を行っている事業所が、午前9時から11時の時間帯で介護予防サービスのみを実施しようとする場合においての、届出等申請手続きはどのようにすればよいか。

(答) 午前は介護予防サービス単独で運営し、午後は介護予防サービス及び介護給付サービスを一体的に運営することとなる。新規申請の必要はなく、単位数の変更届出を行うこととする。

【療養通所介護】

(問10)平成18年4月改定関係Q&A(Vol.1)問58において、対象者について、重度要介護者であって、難病又はがん末期の状態にある者としているが、難病とは具体的にどのような疾病をさすか。介護保険法施行令第2条に定める疾病をさすと考えてよいか。その場合、がんについては重複するがいかかなものか。

(答)難病の定義については具体的に疾病名を定めているものではなく、一般名詞として使用している。介護保険法施行令第2条の疾病については、難病の目安となると考える。

【通所介護・介護予防通所介護(通所リハ・介護予防通所リハ含む)】

(問11)平成18年4月改定関係Q&A(Vol.1)問7において、前月の平均で人員欠如があれば、次の月の全利用者について、所定単位数の70パーセントを算定するとあるが「前月の平均で人員欠如がある」とは具体的にどのような状態をいうか。

(答)介護職員の場合においては、

1月の従業者の総サービス提供時間

(届け出ている1日のサービス提供時間)×1月の営業日数

上記の式の答えが、

1日あたり人員基準上必要な人員の合計数

1月の営業日数

を下回っている場合に人員欠如として次の月の全利用者について、所定単位数の70パーセントを算定する。

したがって、減算の対象とはならない場合でも、1日単位で見ると、人員基準に違反する可能性があることに留意すること。

なお、通所介護事業所の看護職員の減算については、介護制度改革インフォメーションVol114(問1)を参照されたい。

【通所介護・介護予防通所介護（通所リハ・介護予防通所リハ含む）】

（問 1 2）ケアハウスに配置されている栄養士が管理栄養士の資格を取得しており、その管理栄養士がケアハウスのサービス提供に支障のない場合に、併設する通所介護事業所の管理栄養士として兼務することは可能か。

また、この職員配置は、栄養マネジメント加算の要件を満たすこととなるのか。

なお、この質問は、平成 18 年 4 月改定関係 Q & A（Vol.1）問 3 1「管理栄養士が、併設されている介護保険施設の管理栄養士を兼ねることは可能か」に関連して、介護保険施設以外で併設する施設の管理栄養士との兼務が可能であるか確認するための質問である。

（答）ケアハウスでは管理栄養士を、配置することとしているが、ケアハウスのサービス提供に支障のない場合には、併設する通所介護事業所との兼務は可能である。

また、管理栄養士の資格を有しているのであれば、栄養マネジメント加算に必要な管理栄養士の配置を満たしていることとなる。

しかし、実際の加算については、管理栄養士の配置のみで算定できるものではなく、栄養ケア計画の作成、栄養ケア計画に基づいた栄養改善サービスの提供、利用者の栄養状態の記録、栄養ケア計画の進捗状況の定期的な評価などの要件を満たした場合に算定できるものであるので、ご留意願いたい。

【通所リハ・介護予防通所リハ】

【通所リハ】

（問 1 3）短期集中リハビリテーション実施加算を算定している利用者について、実施計画に位置づけられている 2 回/週のリハビリテーションのうち 1 回を、利用者の状況等から実施しなかった場合について、短期集中リハビリテーション実施加算は算定できないと思われるが、リハビリテーションマネジメント加算についても算定できないか。

また、リハビリテーションマネジメント加算を算定するにあたって、実施計画に定められた個別リハビリテーションを実施しなかった場合はいかがか。

また、実施計画に個別リハビリテーションが位置づけられていない日についても、リハビリテーションマネジメント加算は算定してよいか。

（答）短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たっては正当な理由な

く、算定要件に適合しない場合には、算定は認められない。したがって、算定要件に該当しない場合であっても、やむを得ない理由によるもの（利用者の体調悪化等）総合的なアセスメントの結果、必ずしも当該目安を越えていない場合であっても、それが適切なマネジメントに基づくもので、利用者の同意を得ているもの（一時的な意欲減退に伴う回数調整等）であれば、算定要件に適合するかたちでリハビリテーションを行った実施日の算定は認められる。

同様に、リハビリテーションマネジメント加算の算定に当たっても、正当な理由なく、算定要件に適合しない場合には、算定は認められない。しかし、算定要件に該当しない場合であっても、やむを得ない理由によるもの（利用者の体調悪化等）総合的なアセスメントの結果、必ずしも当該目安を越えていない場合であっても、それが適切なマネジメントに基づくもので、利用者の同意を得ているもの（一時的な意欲減退に伴う回数調整等）であれば、リハビリテーションマネジメント実施期間中の算定は認められる。

また、リハビリテーションマネジメント加算については、リハビリテーション実施計画において、適切なマネジメントにより個別リハビリテーションの実施が位置づけられており、かつ利用者と従事者と1対1による個別リハビリテーションが実施されることが算定要件である。

しかしながら、必ずしも、すべてのサービス提供日において、個別のリハビリテーションを実施しなければならないとするものではなく、適切なマネジメントにより、リハビリテーションが位置づけられているのであれば、例えば、週3回のサービス提供が位置づけられており、そのうち1回が個別リハビリテーション実施日、その日以外は集団リハビリテーション実施日である場合であっても、すべてのサービス提供日において、算定可能である。

ただし、個別リハビリテーションを全く行わず、集団リハビリテーションのみを実施する場合にあっては、算定できない。

【通所リハ】

（問14）平成18年4月改定関係Q&A（Vol.1）問56において、「利用者ごとの1対1のリハビリテーションによることが前提であり、集団リハビリテーションのみでは算定することはできない」となっているが、その頻度はどのくらいであると考えればよいか。

（答）適切なリハビリテーションマネジメントの結果に基づき設立された利用者ごとのリハビリテーション実施計画に位置づけられた個別リハビリテーションの実施の頻度に応じたものが提供されていれば良い。

【短期入所（生活・療養）介護・介護予防短期入所（生活・療養）介護】（なし）

【短期入所生活介護】

（問１５）在宅中重度者受入加算について、在宅で医療保険による訪問看護の対象者となっている利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病の患者）についても、加算の算定の対象者となるか。

（答）加算の算定の対象者となる。

【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】

【外部サービス利用型特定施設入居者生活介護】

（問１６）外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者が同一であっても良いか。また、同一である場合、委託契約の締結の方法についてご教示願いたい。

（答）外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者が同一であっても良い。契約の手法については、事業者間の手法に委ねるが、なんらかの手法で契約を締結する必要がある。

【福祉用具貸与・販売・介護予防福祉用具貸与・販売】

【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】

（問１７）軽度者に対する対象外種目の貸与について、退院直後等で一時的に状態が悪化した場合において、認定調査結果にかかわらず、サービス担当者会議等の結果を踏まえ、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には支給することは可能か。

（答）状態の悪化が一時的なものであるのかそうでないのかについては、その時点においては判断しがたいと思われることから、このような場合においては、要介護度の区分変更申請を行い、認定調査結果を活用して客観的に判定することが求められており、サービス担当者会議等の結果を踏まえ、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めたとしても、支給することは認められない。

【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】

(問18) 経過措置対象者について、「介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)第3条の施行の日(以下「施行日」という。)前に対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けていたもの」とされているが、「施行の前日に～指定福祉用具貸与を受けていた」とは、例えば、平成18年3月1日時点では福祉用具貸与を受けていたが、その後、入院し、平成18年3月31日時点において、入院中である者についても該当すると考えてよいか。なお、施行後、退院し福祉用具貸与を受けることとなっている。

(答) 経過措置対象者となるか否かについては、平成18年3月31日時点において事業者と利用者の貸与契約が継続しているか終了しているかを指標として判断する。

【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】

(問19) 平成18年3月31日時点で、対象外種目の貸与を受けている要介護1、経過的要介護、要支援1及び要支援2(以下「軽度者」という。)でない利用者が、経過措置期間内に軽度者の認定を受けた場合においても、平成18年9月30日までの間、経過措置対象者に当たると考えて良いか。

経過措置の主旨を踏まえ、平成18年3月31日時点において軽度者でない者に対しても、経過措置が適用されるかについてご教示いただきたい。

(答) 経過措置の対象となる。

【福祉用具販売・介護予防福祉用具販売】

(問20) インターネットを利用して販売を行う方法について、問題はないか。

(答) インターネットを利用した福祉用具販売であるなしにかかわらず、運営基準等を遵守することが求められる。

【居宅介護支援・介護予防支援】

【介護予防支援】

(問21) 初回加算の算定について、法施行前に要支援認定を受けていた利用

者に対し、法施行後、要支援 1 または 2 の認定がなされた場合であっても、「新規に介護予防サービス計画を作成する場合」と考えて、初回加算を算定してもよい。

(答) 算定してもよい。【平成 18 年 5 月 8 日振興課人材研修係回答】

【居宅介護支援】

(問 2 2) 法改正によって、管理者は介護支援専門員でなくてはならないこととされたところであるが、これにかかる経過措置についての根拠を提示願いたい。

(答) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令附則第 7 条

【居宅介護支援】

(問 2 3) 生活保護法によるみなし 2 号の利用者について、介護保険法による標準取扱い件数に含むものとするか。

(答) 基本的には介護保険法による利用者ではないことから、標準取扱い件数の算定には含まない。ただし、業務としては存在していることから、介護サービスに支障のない範囲で行うよう留意するものとする。なお、報酬の算定の際の取扱い件数においても含まないものである。

【居宅介護支援】

(問 2 4) 初回加算() について、算定の具体的な場合として、「新規に認定を受けて居宅サービス計画を作成する場合」とあるが、「新規に認定を受けて」の意味はどのようなものか。

(答) 初回加算は、新たに居宅サービス計画を作成した場合に算定するもの。したがって、同一市内の事業所であったとしても、事業所が変わり、新たに居宅サービス計画を作成した場合には、算定できる。

【居宅介護支援】

(問25) 特定事業所集中減算の算定について、判定期間内において、サービス計画の変更が行われた場合に、作成された居宅サービス計画の数は1とするのか、それとも、変更前のプランと変更後のプランで2とするのか。

(答) 利用者1人あたりの計画数は1月単位で1とする。したがって、判定期間中の利用者1人あたりの計画数は6となる。計画の変更が行われた場合においても、計画数は利用者1人あたり1月単位で1となる。

【居宅介護支援】

(問26) 居宅介護支援費の区分するための取扱件数について、利用者の数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援員の員数で除して得た数により各々の区分を適用することとなっているが、「常勤換算方法」について、月単位で実際に勤務した総労働時間を常勤の労働者が1月に勤務すべき時間数で除したものとすものか。

また、月途中で雇用した場合について、算定する総労働時間は実際に勤務した時間としてよいか。また、常勤の者が1ヶ月を超えない期間、休暇等をとった場合について、算定すべき労働時間について、休暇等の期間を除くものとするのか、それとも休暇等の期間も、労働時間として算定してよいか。

(答) 月の末日において、勤務している従業者の形態(常勤・非常勤)で常勤換算方法により算出するものである。したがって、月途中で雇用した場合や退職した場合については、月の末日における雇用形態によって判断する。極端な例ではあるが、月の末日に雇用契約が成立していれば、雇用していると考え算定してよい。

【居宅介護支援】

(問27) 認定結果が当月末に届かず、翌月に認定結果が分かった場合には、翌月末に当月分と翌月分の給付管理を行うこととなるが、この場合において、居宅介護支援費の算定に係る取扱いはどうのようにすればよいか。

(答) 請求については、当月末に給付管理を行うことが難しいため、翌々月請求となるが、報酬算定に係る給付管理については、当月末におこなったものとみなし、取扱い件数についても、当月末の件数に算定し、居宅介護支援費の算定を行うこととする。

【居宅介護支援・介護予防支援】

(問28) 初回加算について、前月末に認定が行われ、居宅サービス計画が当月に始めて作成された場合に、初回加算はいつ算定すればよいか。

(答) 初めて給付管理を行った月に加算を算定する。

【居宅介護支援】

(問29) 特定事業所集中減算の適用がなされない正当な理由の例示として、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合があるが、ここでいう「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合」とはどのような趣旨か。

(答) 客観的にサービスの質が高いことだけでなく、事業者が総合的に判断して利用者の希望に応じて、居宅サービス事業所を選択した結果、紹介率最高法人の占める割合が、90%を超え、都道府県がそのことを適切と認めた場合をさすものであり、この場合、正当な理由が認められるとして、減算の適用をしないものとして取り扱うこととする趣旨である。

【その他】

【予防】

(問30) 月額で報酬設定がされているサービスについて、日割り計算を行う事由について、平成18年老老発第0331010号に2(2) 給付費明細欄に列挙されているが、「サービス事業者の変更があった場合(同一保険者内に限る)」について、事業者の変更は、利用者の希望による場合であってもよいか。また、「サービスの提供開始(ただし、前月以前から引き続きサービスを提供している場合を除く)」について、月途中のサービス提供開始の場合は、月額報酬でよいか。

(答) 日割り計算を行う場合については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第1(5)に記載のとおりである。つまり、

要介護から要支援に変更となった場合

要支援から要介護に変更になった場合

【大阪府健康福祉部医務福祉指導室事業者指導課取りまとめ】

同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
である。

1月に2つの事業所を利用することは想定していないことから、原則として上記の場合に限り、日割り計算を行うものとする。ご質問のケースについては、に該当することから、日割り計算で対応することは差し支えない。

また、月途中のサービスの開始についても、日割り計算はせず、月額報酬とする。

なお、転居等により保険者が異なる場合については、転居前・転居後ともに月額報酬となる。

【予防】

(問31)月の途中で、転居等によって保険者が変更されるとともに、要介護から要支援となった場合においても、月額報酬としてよいか。

月額報酬となる。

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第1(5)の記載は、すべて、同一保険者内での場合を想定している。